

市第69号議案

横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の
基準に関する条例の一部改正

横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の基準に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の
基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の基準に関
する条例（平成27年12月横浜市条例第73号）の一部を次のように改
正する。

第5条第1項第1号及び第2号中「第15条の2」を「第15条の3
第2項」に改める。

附則中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に
次の1項を加える。

3 平成30年6月30日までに省令第53条の2の規定により再び同条
に規定する特定介護療養型医療施設又は特定病院であることの届
出をした病院の看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数に係
る新条例第4条第1項第2号及び第3号の規定の適用については
、この条例の施行の日から平成36年3月31日までの間は、同項第
2号中「療養病床」とあるのは「療養病床に係る病室の入院患者
の数を6をもって除した数と」と、同項第3号中「4」とあるの
は「6」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

医療法及び医療法施行規則の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の
基準に関する条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

（病院の施設に関する基準）

第5条 法第21条第1項第12号に規定する条例で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 法~~第15条の3第2項~~
第15条の2の規定による繊維製品の滅菌又は消毒の業務の委託を行わない病院にあつては、消毒施設
- (2) 法~~第15条の3第2項~~
第15条の2の規定による寝具類の洗濯の業務の委託を行わない病院にあつては、洗濯施設

（第3号から第5号まで及び第2項省略）

附 則

（第1項及び第2項省略）

- 3 平成30年6月30日までに省令第53条の2の規定により再び同条に規定する特定介護療養型医療施設又は特定病院であることの届出をした病院の看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数に係る新条例第4条第1項第2号及び第3号の規定の適用については、この条例の施行の日から平成36年3月31日までの間は、同項第2号中「療養病床」とあるのは「療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数と」と、同項第3号中「4」とあるのは「6」とする。

$\frac{4}{3}$ （本文省略）

$\frac{5}{4}$ （本文省略）

